

## 再意見書

2012年9月26日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する再意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

再意見提出者 ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。) 西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。) (以下、合わせて「NTT 東西」という。)	<p>■ NTT 東日本(P.3～P.8)</p> <p>【NGN、地域 IP 網及びひかり電話】</p> <p>当社の NGN、地域 IP 網及びひかり電話網等の IP 通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>■ NTT 西日本(P.4、P.5)</p> <p>【NGN、地域 IP 網及びひかり電話網について】</p> <p>(略)当社の NGN 等にポトルネック性がないことは明らかであり、また、IP・ブロードバンド時代は、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、お互いのお客様同士が相互に通信しあう、同じ立場での接続形態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心であった電話時代の接続とは大きく異なっていることから、当社の NGN 等は、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p>	<p>NTT東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)、地域IP網やひかり電話網については、アンバンドルが十分に行われておらず、競争事業者の事業展開に支障が生じています。現に、NTT東西殿の契約数シェアは、FTTHで74.2%、0ABJ-IP電話では65.5%(2012年3月末時点)と依然として高いシェアを占めており、競争事業者にとって実質的に代替性の無いポトルネック設備である状況に依然として変化がありません。そのため、より一層競争を促進する施策を講じる必要があると考えます。</p> <p>さらに、NTT-NGN、ひかり電話網については、高いシェアを有するNTT東西殿の固定電話網や地域IP網のユーザが将来的に移行していくことが想定され、競争事業者にとって事業展開上の不可欠性等がより高いと言えます。</p> <p>これらを踏まえると、NTT-NGN、地域IP網及びひかり電話網については、競争促進の観点から、引き続き、第一種指定電気通信設備としての指定を継続すべきと考えます。</p>
NTT 東日本 NTT 西日本	<p>■ NTT 東日本(P.8、P.9)</p> <p>【局内装置類及び局内光ファイバ】</p> <p>メディアコンバータや OLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバ</p>	<p>競争セーフガード制度の 2011 年度の検証において総務省殿が考え方を示されているとおり、「メディアコンバータや OLT 等の装置類及び局内光ファイバについては、加入光ファイバと一体として設置・機能するもので</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>■ NTT 東日本(P.12、P.13)</p> <p>【WDM 装置】</p> <p>WDM 装置については、市中で調達可能なものであり、他事業者は、当社の中継ダークファイバ等と組み合わせて、自ら設置することが可能であることから、当社の WDM 装置に不可欠性はなく、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。</p> <p>■ NTT 東日本(P.9、P.10)</p> <p>【イーサネット系サービス等のデータ通信網】</p> <p>イーサネット系サービス等のデータ通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>■ NTT 西日本(P.6)</p> <p>【局内装置類及び局内光ファイバについて】</p> <p>イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、光局内スプリッタ、WDM 装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p>	<p>ある」こと、同様に WDM 装置については、「中継ダークファイバと一体として設置され、ネットワークの一部として機能するものである」ことから、これらの加入光ファイバや中継ダークファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出してその市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもってボトルネック性の有無を判断することは適当ではないと考えます。</p> <p>また、イーサネット系サービス等のデータ通信網についても、ネットワークの一部に過ぎないイーサネットスイッチの市場での調達の可能性や、一部の事業者におけるネットワークの自前構築の実績をもって、直ちにボトルネック性がないと判断することは適切ではありません。</p> <p>加えて、上記判断は、ボトルネック性を有する加入光ファイバや中継ダークファイバ等と一体的に運用が取り扱われている関係性等をも考慮し判断されるべきと考えます。</p> <p>従って、局内装置類、局内光ファイバ、WDM装置並びにイーサネット系サービス等のデータ通信網は、引き続き、第一種指定電気通信設備として指定を継続することが必要と考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
NTT 東日本 NTT 西日本	<p>■ NTT 東日本(P.10～P.12)</p> <p><b>【加入者光ファイバの非指定設備化】</b></p> <p>(略) 指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>■ NTT 西日本(P.7、P.8)</p> <p><b>【加入光ファイバについて】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入光ファイバについては、以下の観点においてボトルネック性がな いことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象か ら除外していただきたいと考えます。</li> </ul>	<p>NTT 東西殿は、公社時代から引き継いだ電柱や管路等の線路敷設基盤や、それらを利用して構築される光ファイバ回線等の大半を有している市場支配的事業者である一方、競争事業者がこれらの設備を自ら敷設することは容易ではなく、NTT 東西殿の光ファイバを利用することが欠かせない状況であることに変化はありません。</p> <p>なお、2010年12月公表の「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ」においても、「競争事業者は、NTT 東西のボトルネック設備(加入光ファイバ等)を利用してサービス提供することが不可欠であるため、NTT 東西の接続料の低廉化等は、事業者間競争を活性化し、ユーザ料金の低廉化を促進する上で重要となる」とされているところであり、加入光ファイバについては、引き続き、第一種指定電気通信設備として指定することはもちろんのこと、その接続料の低廉化等の導入を推進することが適切と考えます。</p>
NTT 東日本 NTT 西日本	<p>■ NTT 東日本(P.13、P.14)</p> <p><b>【現行指定告示を「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直し】</b></p> <p>(略) 行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p> <p>■ NTT 西日本(P.9)</p>	<p>2011年度の本制度の検証において「現時点においても、依然NTT東西殿が指摘するような「NTT東西を競争上不利な状況に置く」または「お客様利便を損ねている」等の状況も認められない。」と総務省殿の考えが示されたところですが、現在もその状況に変化はないため、引き続きネガティブリスト方式の採用を維持すべきと考えます。また、NTT東西殿の設備が指定電気通信設備として指定されているものの、他事業者が必要とする機能開放が十分に行われていない状況にあり、そうした中で、指定方式そのものをポジティブリスト方式に変更することは、決して認められるべきではありません。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>【現行の指定方法の見直しについて】</p> <p>(略)現行制度の下においては、NTT 東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されておりますが、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定し、具体的に列挙する方式(ポジティブリスト方式)を採用すべきと考えます。</p>	
<p>KDDI 株式会社 (以下、「KDDI」という。)</p>	<p>■ KDDI (P.2)</p> <p>【光屋内配線の転用に関する課題の解消について】</p> <p>屋内配線を光ファイバで提供する集合住宅やビル向けの FTTH サービスについては、NTT 東・西がマンションデベロッパーやビルオーナー等と提携して棟内の光屋内配線を敷設し、排他的にサービス提供する事例が増加しており、マンションやビル内のユーザーが、競争事業者の FTTH サービスに切り替えることが事実上不可能になるという問題が生じています。</p> <p>(略)集合住宅やビル向けに通信事業者が敷設した屋内配線を他の事業者もユーザー単位で再利用可能となるようルールを整備し、ユーザーが事業者を選択できるようにすべきです。</p>	<p>NTT東西殿が加入者回線と一体で敷設を行っている集合住宅やビル向けの屋内配線について、戸建て向け同様、他事業者がユーザー単位で利用可能となるよう転用ルールを早期に整備の上、NTT東西殿の接続約款への規定を行うべきと考えます。</p> <p>従って、KDDI殿の意見のとおり、関連設備の第一種指定電気通信設備への対象追加等を含むルール化についても、引き続き検討していくことが必要と考えます。</p>
<p>テレコムサービス協会(以下、「テレサ協」という)</p>	<p>■ テレサ協 (P.2、P.3)</p> <p>(略)NTT 東西の NGN において、現状ではその特有の機能を活用した新たなサービスはほとんど登場していません。IP 電話とインターネットアクセス以外にはほとんど利用されていないのが実状です。これを打破す</p>	<p>テレサ協殿の意見に賛同します。ブロードバンド普及促進の観点から、積極的に NTT-NGN のアンバンドル化について対応をして頂きたいと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>るには、NGN が持つ特有の機能をできるだけアンバンドル化し、多くの事業者がさまざまな使い方を工夫する環境を整備することが必要だと考えます。</p>	
<p>NTT 東日本 NTT 西日本</p>	<p>■ NTT 東日本 (P.15) 【NGN 等に係るアンバンドル機能】</p> <p>NGN 等に係るアンバンドル機能のうち、機能の提供開始以降、実需や他事業者による利用実績がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能</li> <li>・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能</li> <li>・一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能</li> <li>・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能</li> <li>・イーサネットフレーム伝送機能</li> </ul> <p>■ NTT 西日本 (P.11) 【収容局接続機能及び中継局接続機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フレッツサービスに係る機能(一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能)については、地域 IP 網において、特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成 13 年から現在に至るまで 10 年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。</li> <li>・ 中継局接続に係る機能(一般中継ルータ接続ルーティング伝送機</li> </ul>	<p>「接続の基本的ルールの内実について(1996 年 12 月 19 日、電気通信審議会答申)」において、「技術的に可能な場合には、アンバンドルして提供しなければならない」と示されているとおり、NTT 東西殿の設備利用部門と接続事業者との同等性確保という観点から、接続事業者が要望を挙げた時点で常に接続可能な状態であることがアンバンドルの原則と考えます。従って、接続事業者との接続実績がない状況が続いている等といった現時点の状況のみを捉えて、アンバンドルの対象可否を議論すべきではないと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>能・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能)についても、接続料を設定したものの、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。</p>	
NTT 東日本	<p>■ NTT 東日本 (P.15)</p> <p>なお、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(2011年12月20日)では、アンバンドルについて、①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」、③「過度な経済的負担がないことに留意」の三つの要件の考え方が整理されたところですが、それぞれについて、以下の観点を踏まえた上で、アンバンドル要否の判断をする必要があると考えます。</p> <p>①「具体的な要望があること」については、まずは、ご要望される事業者が、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどのような接続形態でどのような機能が必要なのか等、ご要望内容を具体化していただくことが必要と考えます。</p> <p>②「技術的に可能であること」については、理論的には開発等を行うことによって機能提供そのものは技術的に可能である場合でも、その機能・装置自体が国際標準化されていない技術によるものであれば、当社の NGN の「ガラパゴス化」を招くこととなるため、少なくともそのような開発を伴うアンバンドルは実施すべきでないと考えます。</p> <p>③「過度に経済的な負担がないことに留意」については、過度に経済的な負担がかからないことは当然のこととして、アンバンドルの実現に必要な開発コスト等については、実際にかかったコストに基づき、原則として要望事業者から速やかに回収すべきものであると考</p>	<p>弊社共は、フレッツ光ネクスト上で新たなサービス提供を行うため、以前より NTT 東西殿に対し優先制御等のアンバンドルを求めてきましたが、議論が円滑に進展していないといった事態が発生しています。</p> <p>NTT 東西殿は「どのような接続形態でどのような機能が必要なのか等、ご要望内容を具体化していただくことが必要」といわれますが、弊社共は NTT-NGN の具備する機能等の詳細を把握していないため、具体化をすることは困難です。</p> <p>従って、協議等を円滑に進めるためには、NTT 東西殿の NTT-NGN に係る積極的な情報の開示が必要と考えます。</p> <p>また、その費用負担の在り方については、その機能が、本来、開放を前提としたネットワークであれば、基本機能として具備していた機能か、また NTT 東西殿の独自仕様等に起因することで追加発生する費用なのか等を考慮した上で検討すべきものと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>えます。</p> <p>いずれにしても、アンバンドルの要否については、個々の機能について、その必要性や市場環境等を総合的に勘案したうえで、個別に検討・判断すべきと考えます。</p>	
<p>NTT 東日本 NTT 西日本</p>	<p>■ NTT 東日本 (P.16、P17)</p> <p>現在、情報通信審議会 情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会 通信品質検討アドホックグループにおいて、ソフトバンク殿の提案するベストエフォート回線を用いた 0ABJ-IP 電話サービスの提供について、その是非が議論されておりますが、当該サービスは、現行の 0ABJ-IP 電話の通信品質基準が確保されておらず、緊急通報呼が繋がらなくなる可能性もあるなど、国民生活に支障を及ぼすこととなります。(略) 本件については、技術基準等を取り扱う場の議論のみで容認されるべきではなく、十分に国民からのコンセンサスを得るとともに、競争政策の観点からも議論を尽くした上でその是非が判断されるべきであり、それまでの間は、当該サービスの提供は見送られるべきであると考えます。</p> <p>■ NTT 西日本 (P.14)</p> <p>【ベストエフォート 0ABJ-IP 電話サービスについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、情報通信審議会 情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会 通信品質検討アドホックグループにおいて、ソフトバンク殿が提案する「ベストエフォート回線を用いた 0ABJ-IP 電話サービス」の提供の是非について議論されておりますが、当該サービスについては、現行の 0ABJ-IP 電話の通話品質基準が確保されておらず、緊急通</li> </ul>	<p>「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申(平成 23 年 12 月 20 日)」にあるとおり、ブロードバンドの普及促進を図るためには、NTT-NGN について、一層のオープン化措置を検討していくことが必要であると考えます。他方、情報通信審議会情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会報告(以下、「報告」という)に記載されているとおり、現在に至るまで、NTT 東西殿は第一種指定電気通信設備である NTT-NGN において電話役務に係る重要な機能アンバンドルを行なっておらず、競争事業者は NTT-NGN における 0ABJ-IP 電話を提供できない状況が継続していることから、NTT 東西殿のみが事実上当該サービスを独占的に提供している環境にあります。</p> <p>また、報告には「競争事業者が NGN においてアンバンドルされた音声の優先制御機能等を適切に利用できるよう、引き続き必要な取組を行うことが適当である」と記載されています。弊社及び NTT 東西殿は、数年前より NTT-NGN における音声の優先制御等のアンバンドル協議を行ってきたところですが、NTT 東西殿からは弊社提案方式での実現が困難であると回答いただけたものの、その回答に、困難であることの具体的かつ詳細な理由についての説明はありません。また、実現性のある提案を行うための NTT-NGN の情報の開示若しくは代替案の提示もいただけないことから、弊社は適切な具体的要望を行うことができず、数年経過</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>報呼が繋がらなくなる可能性もある等、国民生活に支障を及ぼすことになることに加え、以下のとおり、技術的な問題だけでなく、競争政策上の極めて大きな問題を孕んでいるため、もっぱら技術基準等を取り扱う場の議論のみで容認されるべきではなく、競争政策の観点から、十分議論を尽くした上で、その是非を判断する必要があり、それまでの間は、当該サービスの提供は見送られるべきであると考えます。</p>	<p>した現在においても協議に大きな進展はないところです。すなわち、競争政策の観点からは機能開放を進めるべきとされているにも係わらず、NTT 東西殿によって開放若しくはそれに係る協議が一向に進展しない状況です。</p> <p>NTT 東西殿が指摘されるように、0ABJ-IP 電話の国民生活に対する重要性や競争政策の観点からも、現在停滞している機能アンバンドルの接続協議が進展するべく前向きな対応を行っていただきたいと考えます。なお、本アンバンドル協議を適切に進展させるには、NTT 東西殿において NTT-NGN の情報開示を行うことが必要であると考えます。</p> <p>また、NTT-NGN のアンバンドル議論においては、その影響が長期間にわたり国民生活や企業活動全体に及ぶものであることから、通信事業者間の接続協議のみでなく、国民が議論に参加可能であるオープンな場において消費者の視点にたった議論もなされるべきであると考えます。</p>
<p>NTT 東日本 NTT 西日本</p>	<p>■ NTT 東日本 (P.16、P17)</p> <p>(1)ユニバーサルサービスの在り方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回のソフトバンク殿の提案は、当社のフレッツ光(ブロードバンドサービス)上で提供することを前提としているため、ユニバーサルサービスには該当しませんが、同様の方式で「電話のみメニュー」を低廉な料金で提供する場合、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するか否か明確になっていません。(略)</li> <li>・ 現在、ユニバーサルサービスの維持に係るコストについては、その一部を基金で補填し、大半を NTT 東西の内部補填により賄っていますが、他事業者が都市部等の競争エリアにおいて、今回の提案方式</li> </ul>	<p>情報通信審議会情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会通信品質検討アドホックグループにおいて弊社が行った提案方式(以下、「提案方式」という)は、NTT-NGN のブロードバンド回線上で実現するものであり、ユニバーサルサービスには該当するものではありません。また、ユニバーサルサービスの適用は、提案方式に係わらず技術基準の是非とは無関係であることから、本提案とは切り離して議論すべき事項であると考えます。</p> <p>なお、NTT 東西殿を含めた光サービスへの移行が大きな流れとしてある中で、提案方式だけがユニバーサルサービスの維持を危うくするとの指摘はあたらなないと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>によるベストエフォートの 0ABJ-IP 電話サービスを低廉な料金で提供できるようになると、都市部等での PSTN ユーザの流出が進み、NTT 東西の内部補填によるユニバーサルサービスの維持が困難になることから、ユニバーサルサービス基金制度の抜本的な見直しが必要です。</p> <p>■ NTT 西日本 (P.14、P.15)</p> <p>(1)ユニバーサルサービスの在り方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回のソフトバンク殿の提案は、当社のフレッツ光(ブロードバンドサービス)上で提供することを前提としているため、ユニバーサルサービスには該当しませんが、同様の方式で「電話のみメニュー」が低廉な料金で提供されるようになった場合に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するか否か明確になっていません。(略)</li> <li>・ また、現在、ユニバーサルサービスの維持に係るコストについては、その一部を基金で補填し、大半を NTT 東西の内部補填により賄っているところですが、他事業者が都市部等の競争エリアにおいて、今回の提案方式によるベストエフォートの 0ABJ-IP 電話サービスを低廉な料金で提供できるようになると、都市部等での PSTN ユーザの流出が進み、NTT 東西の内部補填によるユニバーサルサービスの維持が困難になることから、ユニバーサルサービス基金制度についても抜本的に見直すことが必要になると考えます。</li> </ul>	
NTT 東日本 NTT 西日本	<p>■ NTT 東日本 (P.17)</p> <p>(2)ネットワーク利用料の負担の公平性について</p>	<p>まず、NTT-NGN 網に係るコストは、各加入者が NTT-NGN 網利用料として負担しています。また、弊社は、ISP(VNE)専用となる区間について接</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回、ソフトバンク殿は、当社の NGN と ISP 接続することで、ルータによる伝送部分のネットワーク利用料を負担することなく 0ABJ-IP 電話サービスを提供しようとしており、通話料を無料にしてくれることも想定されますが、当社を含む 0ABJ 電話サービス提供事業者は、交換機やルータによる伝送部分のネットワーク利用料(コスト)について通話料で回収することを前提に事業を運営してきたところであり、当該コストを他の料金で回収するような見直しは現実的に難しいと考えます。</li> </ul> <p>■ NTT 西日本 (P.15)</p> <p>(2)ネットワーク利用料の負担の公平性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回、ソフトバンク殿は、当社の NGN と ISP 接続することで、ルータによる伝送部分のネットワーク利用料を負担することなく、0ABJ-IP 電話サービスを提供しようとしており、当該サービスの通話料を無料にしてくれることも想定されますが、当社を含む 0ABJ 電話サービス提供事業者は、交換機やルータによる伝送部分のネットワーク利用料(コスト)について、電話サービスの通話料で回収することを前提に事業を運営してきたところであり、当該コストを他の料金で回収するような見直しは現実的には難しいと考えます。</li> </ul>	<p>続料として負担しています。その他、ひかり電話に相当する SIP サーバ及び関連する伝送部分を弊社網内に構築し、当該コストを通話料等で回収するものであり NTT 東西殿と同様であることから、提案方式は利用料の公平性を欠いたものではありません。</p>
<p>NTT 東日本 NTT 西日本</p>	<p>■ NTT 東日本 (P.17)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ このように既存事業者が、現実的に採り得ない仕組みで 0ABJ-IP 電話サービスの提供を認めることは、これまでの 0ABJ 電話市場における競争環境を根本的に覆し、現行の PSTN 並みの品質確保を前提</li> </ul>	<p>PSTN 並みの品質確保を前提に技術開発・研究・投資を重ねてきた既存事業者に対して圧倒的に不利かどうかについては、「現行の品質基準において、0ABJ-IP 電話の提供方法のバリエーションを拡げる」と報告書にも記載のあるとおり、PSTN 並みの品質確保を前提に技術開発・研究・</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>に技術開発・研究・投資を重ねてきた既存事業者に対して圧倒的に不利な競争条件を強いるものであり、同じ 0ABJ 電話でありながらネットワーク利用料の負担の公平性が図れないなどの点について、競争政策上の観点から検討が必要です。</p> <p>■ NTT 西日本 (P.15)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ このように既存事業者が、現実的に採り得ない仕組みで 0ABJ-IP 電話サービスの提供を認めることは、これまでの 0ABJ 電話市場における競争環境を根本的に覆し、現行の PSTN 並みの品質確保を前提に技術開発・研究・投資を重ねてきた既存事業者に対して圧倒的に不利な競争条件を強いるものであり、同じ 0ABJ 電話でありながらネットワーク利用料の負担の公平性が図れない等の点について、競争政策上の観点から十分検討する必要があると考えます。</li> </ul>	<p>投資をしているものであり、ネットワーク利用料の負担の公平性が図れていないものでは無いと考えます。提案方式は、NTT-NGN のアンバンドルが実現しない現状であるものの、市場からの強い要望に応えるために提案したものです。本提案方式においては、本来 NTT-NGN のアンバンドルが適切に行われていれば不必要であった設備投資等を行っていることから、NTT 東西殿の指摘とは異なり、当該方式により参入する弊社が、既存事業者よりも競争上不利な側面を多分に有するものと考えます。弊社としては、本提案がもつ不利な競争環境を早急に改善させるためにも、アンバンドル協議を進展させるよう NTT 東西殿へ引き続き要請していく考えです。</p>
KDDI	<p>■ 地中化エリアにおける光ファイバの開放について(P.3)</p> <p>地中化による無電柱化等が進行しているエリアでシェアアクセスやダークファイバの利用によらず管路内に光ファイバを敷設して FTTH サービスを展開する場合、各戸・ビルへの引込部の管路径が狭隘であったり、掘削制限の存在により直ちに管路自体を敷設することもできないことから競争事業者が追加的に光ファイバを敷設できない事例が存在していますが、このようなエリアについて、競争を促進し、ユーザーの選択肢を確保することが必要です。</p> <p>現状の接続ルールにおいては、NTT 東・西が敷設した光ファイバについて、「NTT 局舎～各戸」までひと続きで借りることしかできません。「電柱</p>	<p>光ファイバの部分的開放は、後発事業者等の事業展開を容易にし、ユーザーへの多様なサービス提供に資すると考えられることから、課題解決に向けて、一層の事業者間協議を推進すべきと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	(クロージャ)～管路～各戸」の部分的な開放については、事業者間で工法上・運用上の課題があります。	
KDDI	<p>■NTT 西日本における無派遣工事メニューの設定について(P.3)</p> <p>光コンセント設置済みの戸建て住宅の場合は、基本的に宅内工事を必要としないため、平成 23 年 3 月 29 日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申における総務省の考え方も示されたとおり、早期に宅内工事を行わない既設光屋内配線工事メニューを設定・利用することでサービス利用開始までの期間の短縮や工事費の低減を実現すべきです。</p> <p>しかしながら、NTT 東日本においては無派遣工事メニューが設定されているにもかかわらず、事業者間において運用上の課題が解決されておらず、実際に利用できないメニューになっています。また、NTT 西日本においては未だにメニュー自体が設定されていない状況です。実際の利用を進めることにより、早期にユーザ利便の向上を図る必要があると考えます。</p>	KDDI 殿の意見に賛同します。既設光屋内配線を活用することで、ユーザ利便性の向上が見込まれることから、宅内工事を行わない工事メニューの早期実現に向けた積極的な対応を要望します。
KDDI	<p>■光配線区域の適正化と光配線区域情報のリアルタイム性担保について(P.4、P.5)</p> <p>平成 24 年 3 月 29 日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申にあるとおり、光配線区画の適正化の方法については、NTT 東・西は、主に接続事業者向けに新たな配線区画を設定することで対応するとしており、NTT 東・西が自ら利用する光配線区間(以下、「既存光配線区画」という。)については、需要が疎なエリアで適宜適正化を行っていくと公言しているのみです。FTTH 市場の競争を促進するためには、全国でシェアアクセスの収容率を高めていくことが不可欠であることから、光配線区間の</p>	KDDI 殿の意見に賛同します。「電気通信事業法施行規則第 23 条の 4 第 3 項の規定に基づく情報の開示に関する件(平成 13 年総務省告示第 395 号)の一部を改正する告示案」でも意見を述べておりますが、FTTH サービスを提供するうえで、光配線区画の情報は非常に重要な情報であることから、戸建てと集合住宅の世帯数の区分や FTTH 契約者数の開示等更なる情報開示がされることが望ましいと考えます。また、開示される情報についても事業者が活用しやすい形での提供かつ効率的な運用及び低廉な費用となることが必要と考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>適正化の検証は、全国の既存光配線区画も含めて行われるべきです。</p> <p>また、既存光配線区画の適正化については、対象となる区間や時期が示されていない状況であることから、NTT 東・西においては、ユーザーニーズを踏まえて実施スケジュール等の情報を迅速かつ具体的に開示すべきであり、総務省においては、接続委員会等の公の場において四半期毎に光配線区画の適正化状況等について検証し、不十分な場合には、是正措置を講じるべきと考えます。</p> <p>その際、既存光配線区画については、本来はシェアドアクセスの対象になり得ない中規模マンション(主に 4 階建て以上の建物)や、1 つの配線区画を占める大規模マンションの世帯数がカウントされているなど、NTT 東・西が表明している光配線区画当たりの世帯数(※)が実際には確保されておらず、現在もカバー世帯の少ない配線区画が存在していることを考慮し、これらが適正化されているかを十分検証する必要があります。</p> <p>※NTT 東日本は約 50 世帯、NTT 西日本は約 40 世帯と公言している。</p> <p>また、光配線区域情報については、事業者の要望を受けてから一定期間経過後に有料で公開される運用になっていますが、光配線区域情報については、事業者の収容効率等に直結する重要な情報であり、事業展開や設備構築に必要な情報であることから、最新の光配線区域情報をタイムリーかつ容易に入手できるように、ウェブサイト等で開示すべきと考えます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
イー・アクセス株式会社（以下、「イー・アクセス」という。）	<p>■IPv6 の利用進展に伴う設備の開発・更改に係る情報開示(P.3)</p> <p>NTT 東西殿は 2012 年 7 月に IPv4/v6 デュアルスタック対応の網終端装置、及び集約装置の導入を発表しましたが、当該情報が公開された時期が装置の新規申込受付の前日となっているなど、接続事業者側では、当該装置の利用開始可能時期を予見して効率的なネットワーク構築計画を立てることが難しくなるケースが有り得る状況です。</p> <p>(略)従って、接続事業者事業者のネットワーク構築における予見可能性を確保するためには、上記における「機能概要」、「スケジュール」、及び「装置の開発や更改の有無」等の情報については、十分な期間を確保して公表するといったルール整備を「情報開示告示」の改正も含めて検討頂く必要があると考えます。</p>	<p>イー・アクセス殿の意見に賛同します。事業者が新たな機能等に対応しユーザに不便のないよう円滑なサービス提供を可能とするためには、設備改修を早期に進める必要があることから、NTT 東西殿による情報の早期開示が必要と考えます。</p> <p>また、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」意見募集の際にも意見をしましたが、情報開示告示に示される情報開示のタイミング(現行ルールでは 90 日前まで)については、より早期化(例えば、6ヶ月前までに各種情報開示)して頂くことを併せて要望します。</p>
-	-	<p>現在、NTT-NGN ユーザ宅内に設置される光回線加入者側終端装置(ONU)は NTT 東西殿の事業用電気通信回線設備として NTT 東西殿が設置し、ユーザへレンタル提供しています。さらに、NTT 東西殿が提供する 0ABJ-IP 電話サービス「ひかり電話」のユーザには、ルータ機能、ファイアーウォール機能、PPPoE による ISP 接続機能、ひかり電話機能等本来ユーザ設備で自由に設置できるはずの多くの機能を ONU と一筐体にしてユーザに提供しています。これらの機能を一筐体にして提供し得るのは、唯一 NGN のアクセス回線を提供している NTT 東西殿のみであり、ユーザや、ISP をはじめとした接続事業者には不可能です。また、各種サービス・プロバイダが独自の端末を開発・設置したい場合であっても、現状は、NTT 東西殿が機能を一筐体にして提供しているため、実質的に提供困難な場合があります。これらの状況は、NTT-NGNにおける0ABJ-IP電</p>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>話と同様に他接続事業者との同等性が担保されているとは言えないことや、端末メーカーやサービス・プロバイダをはじめとした多くの企業の新規参入意欲を減退させることなど、様々な面において競争が阻害されていると考えます。</p> <p>従って、過去の事例(DSL モデムや DSU 等)と同様に、ONU 一体型ルータをユーザや接続事業者が自由に選択可能な環境を整えるべきです。NTT-NGN において、ユーザや接続事業者によって独自の ONU 一体型ルータを接続可能とすれば、月額費用の低廉化、機器の価格、機能、デザイン、そして機器を活用したサービス等多面的な競争促進による発展や、回線開通における時間や費用の削減等ユーザに多くの利益をもたらします。先の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方答申(平成 23 年 12 月 20 日)」において、「FTTH サービスにおける ONU の開放の是非及びその在り方に関して、(中略)技術的課題の整理等、必要な検討を行うことが適当である。」とされていることから、速やかにオープンな場で議論を開始すべきと考えます。</p>
NTT 東日本 NTT 西日本	<p>■NTT 東日本(P18)</p> <p>【第二種指定電気通信設備規制の対象】</p> <p>(略)二種事業者が「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下、二種ガイドラインという)を遵守することで、携帯電話接続料の水準・算定に係る適正性・透明性が確保され、接続料水準が下がっていくものと考えますが、他の二種事業者に比べ接続料水準が高止まりし続けている事業者については、(略)当社からの求めに応じ、当社と</p>	<p>弊社では、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」制定当初より、接続料算定について自主的に遵守してきたことから、今後見込まれている二種指定化が直接接続料水準に影響を及ぼすものでないと考えます。また、事業者毎に設備投資の状況、コストの構造、トラヒック傾向等が異なることから、単純に事業者間の接続料水準の比較を行うことは有意でないものと考えます。</p> <p>仮に、接続料の算定根拠が争点となった場合、守秘義務を課す等の</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>同程度の算定根拠を必ず提示いただき、合理的な説明を行っていただきたいと考えます。</p> <p>なお、それでも情報開示をいただけない場合は、総務省殿において、こうした二種事業者間で接続料水準に格差が生じている要因や、他の二種事業者の接続料水準と比較しつつ、事業者の設定する接続料が妥当であるかについて検証したうえで、これを公表するなど、接続料水準の透明性・適正性を確保するための必要な措置を講じていただきたいと考えます。</p> <p>■ NTT 西日本(P16)</p> <p>【第二種指定電気通信設備規制の対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二種事業者が「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を遵守することで、携帯電話接続料の水準・算定に係る適正性・透明性が確保され、接続料水準が下がっていくものと考えますが、(略)当社から求めがあれば、当社と同程度の算定根拠を提示いただき、合理的な説明を行っていただきたいと考えます。</li> <li>それでもなお、十分な情報開示をいただけない場合には、総務省殿において、こうした二種事業者間で接続料水準に格差が生じている要因や、他の二種事業者に比べ接続料水準が高い事業者の設定する接続料が妥当であるかについて検証した上で、その検証結果を公表する等、接続料水準の透明性・適正性を確保するために必要な措置を講じていただきたいと考えます。</li> </ul>	<p>措置をしたとしても、競合他社に対して開示することが困難な経営情報等が含まれる可能性があることにも配慮すべきと考えます。</p>
KDDI	■ KDDI (P.5)	現在、移動体通信市場では、50%近いシェアを持つ事業者が、固定通

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>移動体市場において5割近いシェアを有する圧倒的なドミナント事業者であることに加え、企業グループとしても大きな市場支配力を持つような事業者については、禁止行為規制の適用を現行通り維持すべきと考えます。</p> <p>仮にNTTドコモがFTTHとのセット割引を開始する場合、排他的な取扱いをしていない等法令上違法ではないという理由のみで、NTT 東・西を対象に含めることまでも認めれば、NTT ドコモと NTT 東・西の顧客基盤が統合されることにより再び独占に向かうこと許容してしまうことを意味します。このことは、結局はユーザーの選択肢を狭めていくことになり消費者の不利益につながるため、決して認められるべきではありません。現行の電気通信事業法の禁止行為規制が、公正競争を担保するための効果を事実上持ち得ず、NTT 法の精神に反してユーザーの選択肢を狭める動きを阻止できないのであれば、直ちに公の場において NTT の在り方議論を開始すべきと考えています。</p>	<p>信市場においてボトルネック設備等を有する市場支配的な事業者のグループ会社として存在しており、KDDI 殿の意見書に記載されているような懸念が存在します。電気通信事業法の禁止行為規制の適用を最低限現行通り維持すべきと考えます。しかし、その効果が十分でなく、また、NTT 法の精神に反する状態が生じる場合は、直ちに NTT の在り方議論を開始すべきという意見に賛同いたします。</p>
<p>NTT 西日本 イー・アクセス 株式会社ケー・ オプティコム(以 下、「ケー・オブ ティコム」とい う。)</p>	<p>■NTT 西日本(P17) 【第二種指定電気通信設備規則の対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特に、禁止行為規制については、携帯電話事業者の中で NTT ドコモ 殿だけが引き続き規制対象とされているところですが、昨今のスマートフォン の爆発的な普及やスマートフォンをトリガーとする移動通信と 固定通信が融合した市場の拡大等、市場環境や競争環境の急激な 変化等を踏まえると、携帯電話事業者同士で規制格差を設けな ければならない程の市場支配力の差は存在しないことから、規制格差の 存在によって各社の利用者間で不公平な状況が生じることにならな</li> </ul>	<p>各種接続規制や行為規制等の規律を検討するに当たっては、市場において真に支配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用するとともに、他の事業者に対する規制を最小限に抑えるという非対称規制の本来の趣旨を十分に踏まえた内容とすることが重要と考えます。</p> <p>上記を踏まえ、禁止行為規制については、現状、移動体通信市場において 50%近いシェアを持つ事業者が、固定通信市場においてボトルネック設備等を有する市場支配的な事業者のグループ会社として存在している点も十分に配慮の上、共同的・一体的な市場支配力の行使を抑止し得る規律の在り方が検討されるべきと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>いよう、非対称規制となっている禁止行為規制については撤廃すべきと考えます。</p> <p>■イー・アクセス(P5) 【KDDI 殿・ソフトバンク殿の規制対象への追加】 二種指定制度における禁止行為規制対象事業者は、現状 NTT ドコモ殿のみとなっておりますが、以下の市場環境の変化を鑑みれば、非対称規制として有効に機能させる観点から、当該規制の運用を厳格化しKDDI 殿及びソフトバンク殿も対象に追加すべきと考えます。</p> <p>■ケイ・オプティコム(P1) 例えば、少なくとも上位3社のモバイル事業者に対し、自社グループ内の固定通信事業者と、他の固定通信事業者との同等性確保を義務付ける等の措置を講じることが必須です。</p>	
KDDI	<p>■ KDDI (P.6、P.7) 【NTT 東・西による FTTH 販売に係る接続関連情報の利用】 接続事業者は、NTT 東・西が保有するボトルネック設備に接続してサービス展開を図っています。接続業務に係る他事業者の情報を自社の営業活動に流用するような違法行為が NTT 東・西によって行われていることがないよう、昨年の電気通信事業法改正によって、接続関連情報の管理徹底等が規定されたところですが、総務省は、厳格な調査、検証、及びそれに基づく是正措置を引き続き着実に講じるべきと考えます。</p>	<p>KDDI殿が述べている通り、接続情報を営業活動に流用するような違法行為は、決して許されるべきではありません。弊社共意見書においてもアンケート結果を示したところですが、昨年の電気通信事業法改正によって、接続関連情報の管理徹底等が規定されたにも関わらず、いまだにNTT116窓口において本来行ってはならないはずのフレッツ光の営業行為が継続して行われている状況です。そのため、総務省殿においては、当該問題の解決に向け、厳格な調査検証及び是正措置を講じて頂くことが必要と考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI イー・アクセス	<p>■ KDDI (P.7)</p> <p>【NTT グループ各社の一体営業】</p> <p>昨年の競争セーフガードでも指摘した NTT 東・西の県域等子会社による NTT ドコモの携帯電話の販売については、NTT 東・西本体から電気通信業務の主たる部分を委託された子会社を通じた固定と移動の実質的に排他的な一体営業となっていることから、禁止行為に該当する行為といえます。(略)</p> <p>このような禁止行為に該当する排他的な一体営業については、法改正では明示的に対応されていないことから、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として直ちに記載した上で、改めて法改正を行い、禁止すべきと考えます。</p> <p>■ イー・アクセス(P.6)</p> <p>【県域等子会社の規制対象への追加】</p> <p>2009 年 11 月に発覚した「NTT 西日本情報漏洩問題」や「NTT 東西殿の県域等子会社における NTT ドコモ殿の携帯電話販売、及びドコモショップ運営」の事例は、接続情報の目的外利用、及び排他的なグループ間連携であり、本来、禁止行為の対象になるものと考えます。(略)</p> <p>これは、現行の禁止行為規制が NTT グループの業務実態と乖離し、公正競争上の課題があることを浮き彫りにしている事例であるため、早期に禁止行為規制の対象に県域等子会社を追加すべきと考えます。</p>	<p>KDDI殿及びイー・アクセス殿の意見に賛同します。NTT東西殿の県域等子会社による一体営業等は、実質的に排他的な行為であり、本来禁止されるべきものと考えます。総務省殿においては、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として明記することを含め、上記行為を防止するために必要な措置を講じるべきと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI	<p>■ KDDI (P.10)</p> <p>【活用業務制度の認可制から届出制への変更について】</p> <p>活用業務制度は、NTT 東・西の本来業務を地域通信市場に限定したNTT 再編の趣旨を蔑ろにするものであり、本来であれば、ドミナント事業者であるNTTグループによる「グループドミナンスの行使」、「ボトルネック設備の保有」に係る諸問題を解決することが先決であるにもかかわらず、そのような問題を解決しないまま NTT 東・西の業務範囲拡大が認められてしまったというところに根本的問題があり、直ちに廃止すべきと考えます。</p>	<p>KDDI 殿が述べているとおり、「NTTグループによる「グループドミナンスの行使」、「ボトルネック設備の保有」に係る諸問題を解決することが先決」であることから、活用業務制度は直ちに廃止したうえで、当該問題を抜本的に解決することが必要と考えます。</p>
KDDI	<p>■ KDDI (P.11)</p> <p>【活用業務制度の認可制から届出制への変更について】</p> <p>昨年 6 月 8 日に競争事業者 22 社が総務大臣宛に提出した連名要望書でも述べているとおり、認可制から届出制へと規制緩和されることによって、競争事業者はパブリックコメントを通して公式に意見を主張する場がなくなることに對し、NTT 東・西は、公の場での議論を経ることなく短期間で活用業務を開始できるようになることから、公正競争上問題があるサービスであっても、まずは活用業務として届け出てサービスを開始することを繰り返すことで既成事実化し、なし崩し的に業務範囲を拡大する恐れがあります。</p> <p>そのためにも、省令・ガイドラインにおいて十分な事前届出期間や競争事業者の意見を反映する公の場を設ける等を規定し、同等性の確保やグループドミナンス排除の実効性を担保し、公正競争環境を確保した上で、慎重な運用をすべきと考えます。</p>	<p>上述のとおり、そもそも活用業務制度は直ちに廃止すべきと考えますが、KDDI 殿が述べているとおり、「公正競争上問題があるサービスであっても、まずは活用業務として届け出てサービスを開始することを繰り返すことで既成事実化し、なし崩し的に業務範囲を拡大する恐れ」があるため、活用業務制度が廃止されるまでは、最低限、届出からサービス開始までの間に審議会等の公の場で十分に議論する等、慎重な制度運用を要望します。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI ケイ・オプティコム	<p>■ KDDI (P.11)  <b>【活用業務制度の認可制から届出制への変更について】</b></p> <p>加えて、総務省への活用業務の届出は具体的なサービス名は明示されることなく包括的に行われることから、同種の設備構成・提供形態による全く異なるサービスであっても、個々に活用業務の届出を行うことなしにサービスが開始される恐れもあります。そのようなことが起こらないよう、総務省では個々のサービス単位で届出を求め厳格に調査・検証を行う必要があると考えます。</p> <p>■ ケイ・オプティコム (P.3)            届出制のもとでは、活用業務に係る手続きについて透明性・客観性をより一層向上させる必要があることから、届出書に具体的なサービス内容を記載する等、より詳細な情報を NTT 東西殿に公開させる仕組みに改めることが必須です。</p>	<p>KDDI 殿が述べているとおり、「総務省への活用業務の届出は具体的なサービス名は明示されることなく包括的に行われることから、同種の設備構成・提供形態による全く異なるサービスであっても、個々に活用業務の届出を行うことなしにサービスが開始される恐れ」があることから、NTT 東西殿における届出については、具体的なサービスごとに実施させたいと、それぞれ厳格に調査・検証を行うべきと考えます。</p>
KDDI	<p>■ KDDI (P.11)  <b>【活用業務制度の認可制から届出制への変更について】</b></p> <p>さらに、公正競争上支障があることが明白である移動体事業や ISP 事業等への参入の禁止、公正競争確保のための委員会等の設置による透明性確保や検証機能の強化等を実施し、その上で2014年度の包括的検証において公正競争上の問題があると認定されれば、活用業務制度のみならず NTT の在り方を含めた競争政策全体を見直すべきと考えます。</p>	<p>弊社共意見書でも述べたとおり、現状の法体系の下、NTT 東西殿が ISP 業務やモバイル業務等を活用業務として営むことは想定し得ない事態ではありますが、仮に NTT 東西殿にて同種の業務拡大を企図することとなれば、当該サービスの提供が決して認められるべきでないのは勿論のこと、NTT 再編等の趣旨を著しく没却するものとして、即刻、NTT 組織の在り方の見直し議論に波及する問題であると考えます。</p>
KDDI イー・アクセス	<p>■ KDDI (P.6)  <b>【NTTファイナンスによるグループ各社の料金請求・回収業務の統合につ</b></p>	<p>KDDI 殿、イー・アクセス殿、ケイ・オプティコム殿が述べているとおり、NTT グループの料金の請求・回収業務等の統合が公正競争に与える影</p>

意見提出者	該当部分	再意見
ケイ・オプティコム	<p>【いて】</p> <p>(略)NTT グループ各社からの報告内容は公開されましたが、総務省における検証の際の判断基準・検証方法・検証結果についての公開は、現時点では行われていません。についてはこれらの公開と、審議会等の公の場における十分な検証を速やかに実施すべきと考えます。</p> <p>なお、総務省は NTT グループの料金請求・回収業務等の統合について条件を付しているものの、本施策により NTT グループ一体化の動きが既成事実化することは問題であり、今後新たに公正競争上問題のある NTT グループの統合等に係る施策が実施されることのないよう、公正競争環境確保の観点からより厳格なルール運用を行っていくべきです。</p> <p>■ イー・アクセス (P.9、P.10)</p> <p>【NTT ファイナンス殿による料金請求業務統合】</p> <p>「NTT ファイナンス殿による料金請求業務統合」については、外観上は請求書の統合であり、それによる利用者利便性の向上が訴求されていますが、実質的には NTT4 事業会社のビルディング、料金回収部門をグループ会社である NTT ファイナンス殿へ集約する NTT グループのリストラクチャリングであることにより注目をすべきであり、競争政策の根幹に対する問題提起であると考えます。</p> <p>本来であれば、本案件は NTT グループの組織問題として、これまで積み上げられてきた移動体分離要件、NTT 再編や NTT 法の趣旨に基づいて、競争政策の中で議論されるべきであり、なし崩し的なグループの再統合、独占回帰につながらないようオープンな検討が必要であると考えま</p>	<p>響は極めて大きいものであることから、引き続き、公正競争確保の観点から、当該施策の実施自体の妥当性や実施する場合の条件(同等性等が確保され、不当な競争環境が惹起されていないか)の妥当性について、オープンな場で十分な時間をかけて検証していくことが必要と考えます。その際は、当然総務省殿の検証結果等を公開したうえで、判断基準・検証方法の妥当性について外部検証性を確保するとともに、個別の協議状況等に係る競争事業者の意見も聴取すべきと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>す。</p> <p>また、2014 年度の包括的検証に向けて、本制度の枠組みでも課題整理や必要な措置の検討が行われるべきと考えます。</p> <p>総務省殿においては、累次の公正競争要件を担保する観点から 2012 年 3 月の行政指導により講ずべき措置を NTT グループに要請し、NTT グループ各社に実施状況を毎年度報告することを求めています。万 一、措置が十分に取られていないと判断される場合は、公正競争環境に与える影響の重大性を鑑みて、本案件の停止も含めた処置も視野に入れるべきと考えます。</p> <p>なお、実施状況の検証においては、NTT グループ各社の報告内容、及び総務省殿における判断基準・検証方法を可能な限り開示頂き、例えば、競争政策委員会等のオープンな場で十分に検証して頂くといった透明性の高いスキームにて進めて頂く必要があると考えます。</p> <p>■ ケイ・オプティコム (P.2)</p> <p>NTT ファイナンス株式会社殿が本年 7 月 1 日より実施した、NTT 東西殿、NTT ドコモ殿、並びに NTT コミュニケーションズ殿の料金の請求・回収業務の統合については、これまで積み重ねられてきた、移動体通信業務分離や NTT 再編を始めとする競争政策の流れを無視して、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図っているという点で、NTT 法の趣旨に反する行為であり、本施策により NTT グループ一体化の動きが既成事実化することは問題であると考えます。</p> <p>そのため、喫緊の対応として、ブロードバンド普及促進のための競争</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>政策委員会等のオープンな場において今後の公正競争確保の観点から十分な調査審議を行い、必要な措置を講じることに加えて、定期的・永続的に検証を行うことが必要であると考えます。</p>	
KDDI	<p>■ KDDI (P.6)</p> <p>【くらし快適サービス NTT tabal について】</p> <p>本サービスで付与される「tabal ポイント」は様々な景品と交換できるようですが、これが排他的な通信とのセット割引実施となることがないよう、注視するのみならず、調査を継続し、問題が見つければ必要な措置を講じるべきと考えます。</p>	<p>KDDI 殿が述べているとおり、「本サービスで付与される「tabal ポイント」は様々な景品と交換できるようですが、これが排他的な通信とのセット割引実施となることがないよう、注視するのみならず、調査を継続し、問題が見つければ必要な措置を講じるべき」と考えます。</p>
イー・アクセス テレサ協	<p>■ イー・アクセス (P.7)</p> <p>【運用状況における外部検証性の確保】</p> <p>2012年6月29日付でNTT東西殿より、「禁止行為規定遵守措置等報告書」(以下、禁止行為規定報告書)が提出され、業務委託先子会社等監督、及び機能分離の運用状況が示されておりますが、例えば、以下の情報はその大半が一般開示されておらず、これらの運用状況や監査の妥当性等については、外部検証性が十分に確保出来ておりません。</p> <p>&lt;一般開示されていない主な情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別添資料2の「業務毎の委託額」</li> <li>・ 別添資料5の「役員兼任者の役職」</li> <li>・ 別添資料8の「接続関連情報の適正な取扱い等に関する規程」 等</li> </ul> <p>従って、総務省殿においては、禁止行為規定報告書の内容を全て公表頂くことや、NTT東西殿とは独立した第三者機関による監査を導入する等の対応を検討頂く必要があると考えます。</p>	<p>イー・アクセス殿、テレサ協殿が述べているとおり、業務委託先子会社等監督、及び機能分離の運用状況については、外部検証性が十分に確保されていないため、「禁止行為規定遵守措置等報告書」の更なる内容の公開はもちろんのこと、機能分離の運用状況に関する検証結果またはその途中の状況について、広く情報が公開されるべきと考えます。</p> <p>なお、テレサ協殿が述べているとおり、機能分離の「結果としてNGNのアンバンドル化も実現せず、NGNの利活用促進も図られているとは言えません」ので、総務省殿においては、「光の道」構想が実現可能か、また機能分離がサービス競争等を十分に促進させる措置となっているかについて、十分に検証すべきと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>■ テレサ協 (P.3)</p> <p>機能分離の運用状況については、その現状および検証の状況について、誰でも簡単に知ることができるよう、情報を公開して欲しい。</p> <p>NTT 東西のアクセス網設備に関するいわゆる「機能分離」について、H24 年度より NTT 東西はその実施状況を総務大臣に報告し、適切に行われているか否かについて検証を行うこととされています。しかし、現状では「その報告が行われたのかどうか」、また、「検証した結果がどうであったのか」全く知りえない状況にあります。機能分離の運用状況に関する検証結果またはその途中の状況について、広く情報が公開されるべきと考えます。</p> <p>なお、「光の道」議論の当時、ブロードバンドの普及および利活用の促進には、NTT 東西の「構造分離」までは必要なく「機能分離」で実現可能と判断されたと思います。しかし、少なくとも現状では、結果として NGN のアンバンドル化も実現せず、NGN の利活用促進も図られているとは言えません。このような状況の中で、機能分離の運用状況の検証は非常に重要な意味を持つと考えます。是非、検証の透明性を高める工夫をお願いいたします。</p>	
KDDI	<p>■ KDDI (P.8、P.9)</p> <p>NTT 東・西からの報告には、以下に列記するような課題があると考えられますので、総務省においては、NTT 東・西に対して厳格な調査、検証、及びそれに基づく是正措置を着実に講じるべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督対象子会社による再委託は、事業法等の規制を潜脱する恐れ</li> </ul>	<p>NTT 東西殿の報告には、KDDI 殿の述べるような課題があるため、総務大臣殿は、当該問題点を踏まえ、NTT 東西殿に対する追加調査を実施したうえで、問題が生じるおそれがあるものについては、必要な措置を講じるべきと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督対象子会社との役員兼任は、事業法等の規制を潜脱する恐れがある。</li> <li>・ 制定された公正競争等に係るマニュアルや実施された教育研修の内容については、公開されていないため、内容が事業法等の趣旨に沿っているのか、また検証が厳格であったのか判断できない。</li> <li>・ 監査部門の被監査部門からの独立性が不明であり、組織の全体像を公表すべき。</li> <li>・ 監査は書面のみならず、立ち入り検査等も実施し、実効性を担保すべき。</li> <li>・ 再委託先についても研修や監査が厳格に行われるようにすべき。</li> <li>・ 接続関連情報の適切な取扱い等に関する規程が全て「経営上の秘密等の観点から非公表」ということでは、競争事業者では措置の妥当性の判断ができない。</li> <li>・ 設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間(及び開通要員の配置)の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等に関する利用部門と競争事業者のデータが、比較可能な形で公表されておらず、同等性が確保されているか判断ができない。</li> <li>・ コロケーションや中継ダークファイバの利用ルールや、加入電話番号ポータビリティの運用見直しに関する情報について、同等に情報開示がなされているのか、判断できない。</li> </ul>	

意見提出者	該当部分	再意見
イー・アクセス	<p>■ イー・アクセス (P.8)</p> <p>【監督規制対象の拡大(再委託先、再々委託先等)】</p> <p>禁止行為規定報告書の別添資料3の「監督対象子会社の業務再委託の有無」の内容からは、大半の監督対象子会社が NTT 東西殿からの委託業務を再委託していることが分かります。</p> <p>しかしながら、現行の監督規制の対象にこれら再委託先は含まれていないことから、再委託先や、再々委託先等を通して接続情報の目的外利用や、排他的な一体営業等の反競争的行為が行われる虞があり、結果として、監督規制が形骸化することが懸念されます。</p> <p>従って、監督対象子会社による業務の再委託が定常化していることを考慮して、再委託先等も監督対象に追加すべきと考えます。</p>	<p>イー・アクセス殿の述べているとおり、「監督対象子会社のほぼ全てが再委託となっており、潜脱行為が行われるおそれ」があることから、再委託先等も監督対象に追加すべきと考えます。</p>
イー・アクセス	<p>■ イー・アクセス (P.8、P.9)</p> <p>【インプットの同等性の確保】</p> <p>現行の機能分離措置については、主に設備部門とその他部門の「ファイアーウォールの厳格化」にフォーカスした内容となっておりますが、機能分離措置の趣旨であるボトルネック設備の同等性の確保のためには、「インプットの同等性」についても合わせて確保する必要があり、具体的には、以下のような課題があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開通工事や設備構築等に要するリードタイムの同等性</li> </ul> <p>現行は、接続約款や個別契約に規定された納期は基本的に確保されるが、納期の範囲内での接続事業者と利用部門間におけるリードタイムの同等性を担保するインセンティブが設備部門に存在しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オペレーションシステムのコスト削減インセンティブ</li> </ul>	<p>イー・アクセス殿の述べているとおり、「機能分離措置の趣旨であるボトルネック設備の同等性の確保のためには、「インプットの同等性」についても合わせて確保する必要」があると考えます。従って、第二十二条の七第十一号において、「手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件を記録し、これを保存させるものであること」、また第二十二条の八第三号において、「前条第十一号及び第十二号の規定により記録した手続の実施の経緯及び条件の概要」を踏まえ、少なくとも、総務大臣殿は NTT 東西殿に対し、禁止行為規定遵守措置報告書において、開示情報、手続き手順、使用システム等についても報告対象とさせることで、インプットの同等性が確保されているかを十分に検証すべきと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>接続事業者の利用するオペレーションシステムは、①NTT 東西殿が利用しないこと、及び②NTT 東西殿が接続料で開発コストを漏れなく回収可能であることから、コスト削減インセンティブが存在しない。</p> <p>これら課題については、本制度の検証の中で、禁止行為規定報告書や、本意見書のボトルネック設備利用に係る各社意見の内容等を踏まえて課題整理を行い、必要に応じて、例えば、設備部門とその他部門間における「システムの物理的分離」や「コスト削減目標の設定などによるインセンティブの付与」といった更なる機能分離措置の追加を検討すべきと考えます。</p>	
<p>NTT 東日本 NTT 西日本</p>	<p>■ NTT 東日本 (P.19)</p> <p>(略)現在 NTT グループ以外の事業者は、市場環境・競争環境の変化に対応し、自社のスマートフォンと自社または特定の他社のFTTH等を組み合わせた割引サービスの提供を開始する等、柔軟なサービス提供を展開しています。このような中でNTTグループだけが柔軟に連携・対応できないとすると、NTT グループのお客様が不利益を被ることになり、IP・ブロードバンドの利活用促進やお客様利便の向上を阻害することになります。</p> <p>したがって、お客様利便を向上する観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。</p> <p>■ NTT 西日本 (P.18、P.19)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ むしろ、情報通信市場においては、固定と移動の融合、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化が急速に進展する中で、お客様利便</li> </ul>	<p>NTT 東西殿は、「NTT グループだけが柔軟に連携・対応できないとすると、NTT グループのお客様が不利益を被る」、「NTT 東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件等が課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTT グループのお客様が不利益を被る」と述べていますが、弊社共意見書で述べたとおり、本来公正競争に関わる規制は、一事業者の短期的な視点での利便性向上のためにあるのではなく、公正な競争状況が維持されることによって、広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受するためにあるものです。従って、電気通信市場における規制を検討する際は、こうした広い視野に立った政策決定がなされるべきと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>の高いサービスの提供に向けて、各事業者が他の事業者との協業も活用し、活発な事業展開を行っているところです。現に、例えばKDDI 殿は、特定の事業者の固定通信を利用した場合にスマートフォンの月額料金を割り引くなど固定とモバイルを組み合わせた新たなサービスを開始しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その一方で、NTT 東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件などが課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTT グループのお客様だけが不利益を被ることとなります。</li> <li>・ したがって、全ての事業者のお客様が多様なサービスの利便を制約なく享受し、ブロードバンドサービスの利活用の一層の促進を図る観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。</li> </ul>	
KDDI	<p>■ KDDI (P.10) 【光ポータブル】</p> <p>(略)また、現状はNTT 東・西のフレッツ光とNTTドコモとの直接的なパッケージ販売は行っていないものの、光ポータブルを使用してNTTドコモサービスを利用することが可能となっており、FTTH 市場とモバイル市場でそれぞれ圧倒的に高いシェアを持つNTT 東・西とNTTドコモとの実質的な連携がなされております。従って、総務省においては、NTT グループのサービスを直接的・間接的に連携させるような動きについて注視する</p>	<p>KDDI殿の意見のとおり、それぞれの市場において圧倒的に高いシェアを持つNTT東西殿と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下、「NTTドコモ」という。)殿の実質的な連携等は、市場に対して大きな影響を与えるものと考えます。共に大きな市場支配力を有するNTT東西殿とNTTドコモ殿等、NTTグループの直接的・間接的な連携について、総務省殿は、公正競争上の問題が生じないように、厳格な調査及び検証を行い、必要な措置等を実施することが必要と考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>だけでなく、厳格な調査、検証を行い、問題が認められた場合には是正措置を着実に講じるべきと考えます。</p>	
<p>KDDI イー・アクセス</p>	<p>■ KDDI (P.12) 【今後の検討に向けて】</p> <p>透明性を確保する観点から、総務省が検証結果を情報通信審議会に報告する従来の仕組みではなく、検証結果案の段階で審議会において調査審議する仕組みに変更すべきです。その結果、問題が生じている場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、2014年度の包括的な検証を待たずに NTT の在り方を含む抜本的な競争政策の見直しを行うことを検討すべきです。</p> <p>■ イー・アクセス (P.10、P11) 【包括的検証を見据えた PDCA サイクルの確立】</p> <p>(略)この包括的検証を有効なものとして、市場環境の変化を適時適切に捉えた競争ルールの見直しを行うためには、本制度の検証にて制度全般における課題、及び必要な見直し内容を明確化し、その結果を有機的に包括的検証に反映するためのPDCAサイクルを確立すべきであり、具体的には、以下2点の対応が必要と考えます。</p> <p>① 従来の競争セーフガード制度で注視事項となっていた事例は、競争政策委員会等のオープンな場で審議し、公正競争上の問題の有無や必要な措置の明確化を図る。</p> <p>② 包括的検証の実施を見据え、本制度の検証では制度の運用の適正性に留まらず、制度全般の有効性や適正性における課題等のレビ</p>	<p>KDDI 殿及びイー・アクセス殿の意見に賛同します。弊社共意見書においても述べたとおり、現在市場において起きている問題の速やかな解決のため、措置を講ずるのはもちろんのこと、包括検証を待たず競争政策の在り方を見直すことも必要と考えます。</p> <p>また、公正競争レビューにおいては、競争セーフガード制度の運用時のように情報通信審議会へ報告するのみにとどまらず、外部検証性を担保するため、同審議会での検証結果案を審議する仕組みを検討すべきと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>ユーも実施。</p> <p>なお、本制度の検証において、明らかに制度上の問題が浮き彫りになるような事例が発覚した場合には、包括的検証を待たずに適宜公正競争要件を見直すことも必要と考えます。</p>	

以上